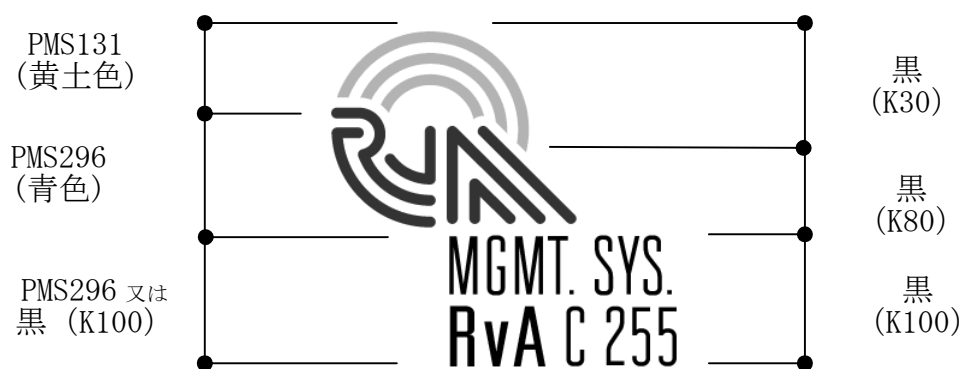


JAR/HRB	RvA 認定マーク使用基準	ARMS 215005 R00 制定：2007. 12. 17 改訂：
---------	---------------	---

1. 目的

この基準は、財団法人 日本自動車研究所 審査登録センター（以下「JARI-RB」という。）によって認証登録された組織（以下「登録組織」という）がオランダ認定協会（RvA: Raad voor Accreditatie / Dutch Accreditation Council）の認定マーク（以下「RvA 認定マーク」という）を使用する場合に遵守すべき事項について定める。

2. RvA 認定マークの構成と配色



●カラー使用の場合

●モノクロ使用の場合


(注) PMS : Pantone Matching System (米国パントーン社の色見本帳)

3. RvA 認定マークの清刷

RvA 認定マークはベネルクス商標登録がなされており、JARI-RB が RvA から認定を受けていることを示している。RvA 認定マークは、RvA 認定マーク付き登録証の発行を受けている登録組織のみが、JARI-RB 登録マーク（以下「登録マーク」という）と組合せて使用できる。

RvA 認定マークの清刷は、ARMS215002-03「JAB 認定シンボル等・データ送付依頼書」により送付依頼があった登録組織に電子データで提供する。

- 1) RvA 認定マークの形状、縦・横の形状比率、ロゴ部と文字部の寸法比率は変更してはならない。又、RvA 認定マークの各要素を分解したり、組み換えたりする等、加工して使用してはならない。
- 2) ロゴ部は、PMS131 (黄土色) 及び PMS296 (青色) とし、認定分野を示す文字 (MGMT. SYS.) 及び認定番号 (RvA C 255) は PMS296 又は黒とする。
この他、JARI-RB の指定色として、ロゴ部を「C70%+M30%+Y100%又は DIC 207p (特色指定)」、及び「C100%+Y 0%+M60%又は DIC433p (特色指定)」としても良く、RvA 認定マーク全体を黒としても良い。

	RvA 認定マーク使用基準	ARMS 215005 R00 制定：2007. 12. 17 改訂：
---	---------------	---

3) RvA 認定マークを文書に使用する場合は、認定マーク全体の高さは 45 mm を超えてはならない。

4. RvA 認定マークが使用できる範囲

登録組織は、RvA 認定マークを以下の範囲で使用することができる。

- 1) パンフレット、事業案内書、新聞・雑誌等の広告記事、及び各種プロモーション用品、プリベイカード、カレンダー、手帳、キャンペーン用メモ用紙、紙袋、手提げ袋等。
- 2) 登録組織の名前入り封筒、レターヘッド、FAX 用紙、レポート用紙等の用紙類、及び注文書、納品書、契約書等の得意先宛の印刷物。
- 3) 登録された対象範囲の業務に従事する従業員の名刺。
- 4) 登録を受けた事業所・組織内の会社名表示、看板、社屋等の構造物、映像、電子媒体、ウェブサイト。

5. 使用制限及び使用上の注意

- 1) RvA 認定マークは登録マークの横、上あるいは下に配置し、登録マークより目立たないようにして使用すること。
- 2) RvA 認定マークをウェブサイトに使用する場合は、登録マークと同一のページで使用すること。
- 3) RvA 認定マークは、JARI-RB の認定番号を記載した上で使用する。
- 4) 登録組織は、登録組織自身が認定されているとの印象を与える方法で RvA 認定マークを使用してはならない。
- 5) 登録組織は、登録証に記載された範囲外で RvA 認定マークを使用してはならない。登録範囲外の業務に従事する従業員の名刺には、登録範囲を明記しても RvA 認定マークは使用できない。
- 6) 登録組織は、製品そのもの、製品の保証書・取扱い証明書、個別に包装された製品、包装された製品に貼付する送り状、容器に充填された製品に RvA 認定マークを表示してはならない。
- 7) 試験・分析を業とする登録者は、試験分析成績書等に RvA 認定マークを表示してはならない。
- 8) 登録組織が自動車製造メーカー、自動車車体製造メーカー及び自動車部品製造メーカーである場合、社用の自動車に RvA 認定マークを表示してはならない。これらの登録組織以外の組織が社用車に RvA 認定マークを使用する場合は、その車両に登録組織の名称が表示されている必要がある。

<i>JARI-RB</i>	RvA 認定マーク使用基準	ARMS 215005 R00 制定：2007. 12. 17 改訂：
----------------	---------------	---

6. 登録の一時停止、取り消し時の処置

- 1) 登録組織が JARI-RB から登録の一時停止を受けた場合、現在使用している以上の登録に関する宣伝を控えなければならない。これには認定シンボルの使用も含まれる。
- 2) 登録が取り消された組織は、直ちに認定シンボルの使用を中止し、認定シンボルを使用した印刷物等はすべて廃棄する。また、看板やウェブサイトにて認定シンボルを使用している場合は直ちに削除しなければならない。
- 3) 登録が取り消された組織は、JARI-RB から提供された清刷りを速やかに復帰し得ない形で完全に消去又は廃棄すること。また、印刷物あるいはウェブサイトを作成するために清刷りの複製を外部業者に提供している場合は、速やかに清刷りの複製を復帰し得ない形で完全に消去又は廃棄するよう外部業者に要求すること。

7. JARI-RB の認定の一時停止、取り消し等における場合の処置

7.1 認定の一時停止時の処置

- 1) JARI-RB が RvA から認定の一時停止を受けた場合、RvA 認定マーク付の登録証を保有している登録組織は現在使用している以上の登録に関する宣伝を控えなければならない。これには認定マークの使用も含まれる。
- 2) ただし、JARI-RB が認定の一時停止に際して、RvA より RvA 及び/又は認定システムの評価を損ない、又は社会的信用を失墜させると判断され、既に発行済の RvA の認定マーク付の登録証の回収を要求された場合は、すべての認定マークを使用した印刷物等は廃棄し、あるいはウェブサイト、看板等の認定マークを削除しなければならない。

7.2 認定の取り消し及び一時停止

JARI-RB が RvA から認定の取り消しをされた場合あるいは認定範囲が縮小された場合、取り消された場合にはすべての RvA 認定マーク付の登録証を保有している登録組織は、また認定範囲が縮小された場合にはその縮小された認定範囲に該当し RvA 認定マーク付の登録証を保有している登録組織は、RvA 認定マーク付の登録証を JARI-RB に返却するとともに、直ちに認定マークの使用を中止しなければならない

8. 違反に対する処置

登録組織が本規則に違反した場合、是正処置の要求、RvA 認定マーク使用禁止の処置、違反の公表、登録の一時停止又は取消し、及び必要に応じて他の法的手段をとるなどの相応の処置を講じる。

<i>JAR/HRB</i>	RvA 認定マーク使用基準	ARMS 215005 R00 制定：2007.12.17 改訂：
----------------	---------------	---

【関連規定】

《関連文書》

ARMS215002：「登録マーク等の管理要領」

ARMS215003：「登録マーク・登録証使用規則」

ARMS215004：「JAB 認定シンボル使用規則」

《様式》

ARMS215002-03：「JAB 認定シンボル等・データ送付依頼書」